



教育訓練給付制度 (一般教育訓練) について

教育訓練給付制度とは・・・

一定の条件を満たした方が、厚生労働大臣指定の講座を受講及び修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の20% (上限 10 万円) に相当する額が、給付金としてハローワーク (公共職業安定所) から支給される制度です。当校では、次の講座が教育訓練給付制度の対象となります。

対象講座

講座名称：介護支援専門員 (ケアマネジャー) 対策講座

商品名称：ズルい！超合格セット

指定番号：1122012-2610012-6

指定期間：2026 年4月 1 日～2029年 3 月 31日 ※1

訓練期間：3か月

受講料金：55,000 円 (税込)

※1 2026年度は、2026年7月1日以降に対象講座を購入された方のみ対象

給付金額

受講料金 55,000 円×20% = 11,000 円 が給付金額となります。

教育訓練給付制度を利用すると、「実質 44,000 円」で受講することができます。

※クーポン利用による割引があった場合は、割引後の料金が給付対象。

支給対象者

教育訓練給付制度を利用するにあたり、大きく2つの要件があります。

①教育訓練給付制度を利用出来る条件を満たしていること。

詳細は[ハローワーク](#)にてご確認をお願いいたします。

②講座で定めた修了条件を満たしていること。

指定された講座には修了条件が設定されています。

修了条件を満たすことで、指定施設から修了認定証が発行されます。

修了認定証を含めた必要書類をハローワークへ提出することで、支給を受けることができます。

当講座における、修了認定証の発行には次の全てを満たして頂く必要があります。

ア 受講開始時に公的な身分証明書 (運転免許証など) の画像を提出すること ※2

イ 受講中に当校による本人確認を受けること ※3

ウ 出席率その他、試験合格率その他、補講・追試は認める ※4

※2 身分証明書は、【一般教育訓練給付金申請フォーム】にてデータ添付のうえ提出。

アップロード可能なファイル形式 (拡張子) : 「png」 / 「jpg」 / 「jpeg」

※3 アの提出内容確認後、実施。

※4 訓練期間内に全ての講座を受講し、かつ5日間講座の確認テストに合格した場合に修了と認定する。

なお、確認テストは合格するまで繰り返し受験することができる。

その他

教育訓練給付制度は、試験の可否に関わらず、訓練期間中に要件を満たすことで支給されます。

訓練期間は受講開始から3か月間となります。